

山梨県公報

第千九百三十四号

平成二十一年

三月二十六日

木曜日

目次

県営土地改良事業計画の変更	一八七
道路の供用開始(五件)	一八七
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	一八八
都市公園の区域変更	一九一
県代行公共下水道設置工事の完了	一九一
建築基準法に基づく道路位置指定	一九一
公告	一九一
肥料の登録有効期間の更新	一九一
肥料の登録の失効	一九二
富士川水系笛吹川下流域域河川整備計画の決定	一九二
開発行為に関する工事の完了について	一九二

告示

山梨県告示第百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(長坂地区県営田圃交流基盤整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年三月二十七日から平成二十一年四月二十三日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十一年四月二十四日から平成二十一年五月八日まで

山梨県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	横手日野春停車場線	北杜市武川町山高字大石田一三 四一番の三地先から 北杜市武川町山高字深田一四八 一番の一地先まで	一五〇・〇	平成二十一年三月二十六日

山梨県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	天神平甲府線	甲府市下帯那町河方三〇一八番 の一地从先から	一一一〇・〇	平成二十一年三月二十

甲府市下帯那町櫛田一〇七九番
の一地先まで
六日

山梨県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市石和町小石和字横田二二五番の二地先から 笛吹市石和町小石和字横田二七〇〇番の一地先まで		一一六・〇	平成二十一年三月二十六日

山梨県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	藤袋石和線	笛吹市石和町小石和字横田二六五五番の二地先から 笛吹市石和町小石和字横田二七〇〇番の一地先まで		一一二・〇	平成二十一年三月二十六日

山梨県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	下部飯富線	南巨摩郡身延町宮木字出拂一四番の一地先から 南巨摩郡身延町宮木字河端二〇二七番の一地先まで		五四五・〇	平成二十一年三月二十六日

山梨県告示第百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
中央市	前山 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	前山 2	急傾斜地の崩壊	
	前山 3	急傾斜地の崩壊	
	前山 4	急傾斜地の崩壊	

アヤグサ沢	関原川の3	関原川の2	南川	南川の2	浅利川	上手	ぬくえの2	ぬくえ	円光寺裏	水上	一の沢	山宮の2	山宮	田見堂	高部3	高部2	高部1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中央市			市町村名	中央市・市川 三郷町																								
前山3	前山2	前山1	土砂災害特別警戒区域の名称	谷坂川2	谷坂川1	船井川3	船井川2	船井川1	大森川の1	大森川	大門川の2	大門川	上手川	三頭沢川	仲川	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
			現象の種類																									
			土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																									
			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項																									
			次の図のとおり (図面省略)																									

二 土砂災害特別警戒区域

仲川	アヤグサ沢	関原川の2	南川	南川の2	浅利川	上手	ぬくえの2	ぬくえ	円光寺裏	水上	一の沢	山宮の2	山宮	田見堂	高部3	高部2	高部1	前山4
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中央市・市川 三郷町	三頭沢川	土石流
	上手川	土石流
	大門川	土石流
	船井川 1	土石流
	船井川 2	土石流
	船井川 3	土石流
	谷坂川 1	土石流
	谷坂川 2	土石流

山梨県告示第百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

山梨市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
	広瀬	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
	広瀬の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
第二久渡沢	土石流			

谷渡川	土石流
谷渡北沢	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

山梨市	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
	広瀬	広瀬	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	広瀬の2	広瀬の2	急傾斜地の崩壊	
	第二久渡沢	第二久渡沢	土石流	
谷渡北沢	谷渡北沢	土石流		

山梨県告示第百八号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第二十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

名称	位置	変更に係る区域	供用開始年月日
桂川ウェルネスパーク	大月市富浜町大字鳥沢字袴着及び白野澤	次の図面のとおり	平成二十一年三月二十六日

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定によ

り、市町村に代わって県が設置した公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 公共下水道の名称
北杜市特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
北杜市須玉町大字大豆生田
- 三 工事の内容
公共下水道の終末処理場の増設
- 四 工事の完了の日
平成二十一年三月二十六日

山梨県告示第百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
甲斐市大袋字日向六七九番一、六七九番六、六八〇番六
- 二 道路の幅員
最大幅員六・一〇メートル 最小幅員六・〇三メートル
- 三 道路の延長
五九・七八メートル

公 告

● 肥料の登録有効期間の更新
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録有効期間の更新をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
山梨県第一五号	副産植 物質肥 料	バイタルグ リン	窒素全量 二・〇% りん酸全量 一・〇% 加里全量 二・〇%	公定規 格のと おり	北海製罐株式会 社 代表取締役 社長 田村 秀 行 東京都千代 田区丸の内二丁 目二番二号	平成二十 六年九月 八日

● 肥料の登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
山梨県第一二号	乾燥菌 体肥料	乾燥菌体肥 料 S A	窒素全量 四・〇% りん酸全量 四・〇%	公定規 格のと おり	サントリー株式 会社 白州蒸留 所 工場長 前 村 久 山梨県 北杜市白州町鳥 原二九一三一	平成二十 一年三月 一日

● 富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画の決定

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画を次のとおり定めただので、同条第六項の規定により公表する。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を山梨県県土整備部治水課 中北建設事務所及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市新屋字中カジャヤ作一五五二の一、一五五六の一、一五五〇の二、一五五〇の三、一五五七の三及び一五五七の六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨県富士吉田市新屋千五百五十二番地一 バナ株式会社 代表取締役社長 石山久男